

めざします企業の繁栄と社会への貢献



# ほうじん

公益社団法人 松山法人会



**働き方改革関連法により、  
労働法制は大きく変わりました!**

お気軽に  
ご相談  
ください!

# 待ったなし! 働き方改革

相談  
無料

来所  
電話相談による  
**個別相談**

専門家の  
**企業訪問**  
による  
相談支援

各種団体等  
における  
**セミナー**  
開催

市町や  
商工会・会議所  
等における  
**出張  
相談会**



- 時間外労働の上限規制・削減について知りたい!
- 同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい!
- 人材不足解消に向けた取り組みについて知りたい!
- 働き方改革の進め方について知りたい!
- 助成金の活用方法について知りたい!



相談窓口

## 愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階  
**☎フリーダイヤル: 0120-005-262**  
 Mail: [hataraki1@csc-ehime.jp](mailto:hataraki1@csc-ehime.jp)  
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ehimeken/introduction/hatarakikata/>  
 受付時間 / 午前9時～午後5時(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)



- ・愛媛働き方改革推進支援センターからのお知らせ ..... P1
- ・緊急経済対策における税制上の措置 ..... P2~3
- ・女性部会/租税教室の実施報告 ..... P4
- ・テレワーク導入セミナーのおしらせ ..... P4
- ・LINE@セミナーのおしらせ ..... P4
- ・愛媛県からのお知らせ ..... P5
- ・松山税務署からのお知らせ ..... P6~7
- ・絵はがきコンクール入選作品 Part2 ..... P8

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。  
▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月  
▷個人：課税期間の翌年の3月末  
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

#### 適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
  - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

#### 適用要件

- (1) **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置**  
(入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日)
- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件**  
(取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内)
- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
  - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

### 9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人  
**全国法人会総連合**

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6  
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集





## 女性部会

# 未来を担う子どもたちに伝える 「税」で成り立つ社会と暮らし

女性部会が  
小学校で租税  
教室を開催

法人会女性部会員が講師となり、7月9日に垣生小学校にて『租税教室』を開催しました。部会員手作りのパネルやグッズを用いて、税金〇×クイズなどを行い、身近な税について考える児童参加型の授業を実施。児童たちは「税」が自身の身近なところで生活の役に立っていることを実感していました。また、1億円のレプリカを目の前にし、その重さに歓声があがるなど、楽しく税について学んでもらう機会となりました。その後の質疑応答でも次々と手が挙がり、初めて知る「税」への関心の高さを感じました。



社会を担う未来の納税者たちへ正しい税の知識を伝えていくことは、私たち法人会の使命です。女性部会では今後も租税教育活動に積極的に取り組みます！

## テレワーク導入に向けたセミナーを開催！

新型コロナウイルスの影響で今までの働き方が転換期を迎えています。今後も第二波・第三波や大地震などの災害が懸念される中、BCPの一環として自宅やサテライトオフィスを利用して多様な勤務体制を可能にするための一歩を踏み出せるよう、社会保険労務士と中小企業診断士の2名を講師に迎え、テレワークの環境を整えるためのシステム面と労務面を両方学べるセミナーを開催します。

開催日時 8月25日 13:30~15:30

受講料 無 料

SNSで  
販路開拓!!

### パソコン8月講座 LINE@の使い方セミナー



法人会では、愛媛中小企業指導セミナーとの共催による、FacebookやInstagram、Twitter等様々なツールの活用セミナーを開催しておりますが、今回は初のLINE@のセミナーとなります。LINEは皆さんご存知の通り、幅広い世代が利用しており、国内月間アクティブユーザーも8,400万人以上※と多くいらっしゃいます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、不要な外出が控えられている中、SNSによるPR等の販路開拓があらためて注目されております。この機会に是非とも活用してみませんか？

開催日時 8月19日 13:30~15:00

受講料 無 料

※受講には定員制限がございます。定員オーバーの際には抽選となります。予めご了承ください。

※本セミナーはオンラインサービス「Zoom」を利用したライブ配信となります。

※LINE Business Guide 2020年7~12月期版 v1.0 (2020年3月末時点) 参照

お問い合わせ先

(公社) 松山法人会・愛媛中小企業指導センター

TEL: 089-941-7711 メールアドレス: kensyu@csc-ehime.jp

# 事業者の皆様へ 支援制度のご活用でお困りごとは ございませんか？



愛媛県では、県内事業者の皆様の新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な支援メニューの活用をサポートするため、公益財団法人えひめ産業振興財団に「新型コロナウイルス感染症対策特別支援員」を配置しております。「どんな支援メニューがあるの?」、「どの支援メニューを使えばいいの?」など、疑問に思っていることがございましたら、どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。

対 象	新型コロナウイルスに起因する経営課題をかかえる県内中小企業者の皆様
支 援 内 容	国の特別貸付制度や県の融資制度、持続化給付金、雇用調整助成金の特例措置等、国や県の様々な支援施策の円滑な活用に向け、専門家がアドバイスいたします。また、各種支援施策の申請書類の作成をサポートいたします。
相 談 方 法	電話による相談または来所相談（事前予約制） ご希望される場合には、訪問相談も行っております。 《受付時間》 月曜日～金曜日 9：00～12：00 / 13：00～16：00 ※土曜日、日曜日、祝日も事前予約の上で、ご相談を受け付けております。
特 別 支 援 員	中小企業診断または社会保険労務士等の資格を有する専門家

## 【ご連絡先】

公益財団法人えひめ産業振興財団 総務企画部 中小企業支援課内  
松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館1階  
TEL : 089-968-1887 FAX : 089-960-1115  
E-mail : tokubetsusien@ehime-iinet.or.jp

## マイナンバーカードで年末調整を簡単・便利に！

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等が、勤務先へ電子データで提出できるようになります。

国税庁では、保険料控除申告書などの控除申告書を電子的に作成する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を、令和2年10月から無償で提供する予定です。

従業員の方が、マイナポータルを通じて控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、年調ソフトに取り込むと、控除申告書へ自動入力され、控除額等も自動計算されます(マイナポータル連携)。

勤務先の給与担当者の方も、書類内容の確認や検算の手間が削減されます。

### マイナポータルとは、

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

マイナンバーカードとパソコン又はスマートフォンを利用して、子育てや介護をはじめとする行政手続をワンストップで行ったり、行政からのお知らせを確認したりすることができます。

### マイナポータル連携のための準備

ご利用いただくためには、以下の準備が必要です。  
なお、一度手続をすれば、翌年以降は手続不要です。

- ① マイナンバーカードの取得(右上図)及び  
読取機器の準備



マイナンバーカードの取得には1か月程度かかるよ。  
早めの申請がおすすめ！

- ※ 「読取機器」とは、ICカードリーダーや  
マイナンバーカード読取に対応しているスマートフォン等。

- ② マイナポータルの開設(右下図)  
③ マイナポータルと民間送達サービスの連携

- ※ 「民間送達サービス」とは、電子データをインターネット  
上で受け取ることができる民間企業のサービス。

- ④ 保険会社等へ民間送達サービスのアカウントの登録

#### マイナンバーカードの ↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kof/ushinse/>



### マイナポータルから取得できるデータ

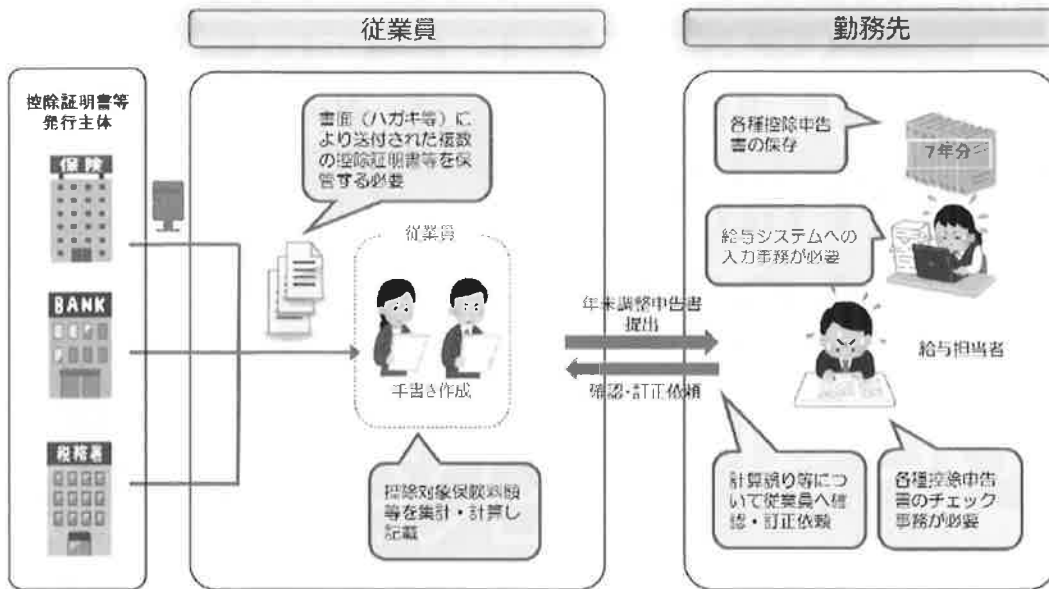
- ・ 保険料控除証明書
- ・ 住宅ローン年末残高証明書
- ・ 住宅借入金等特別控除証明書

※ ご利用には、控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

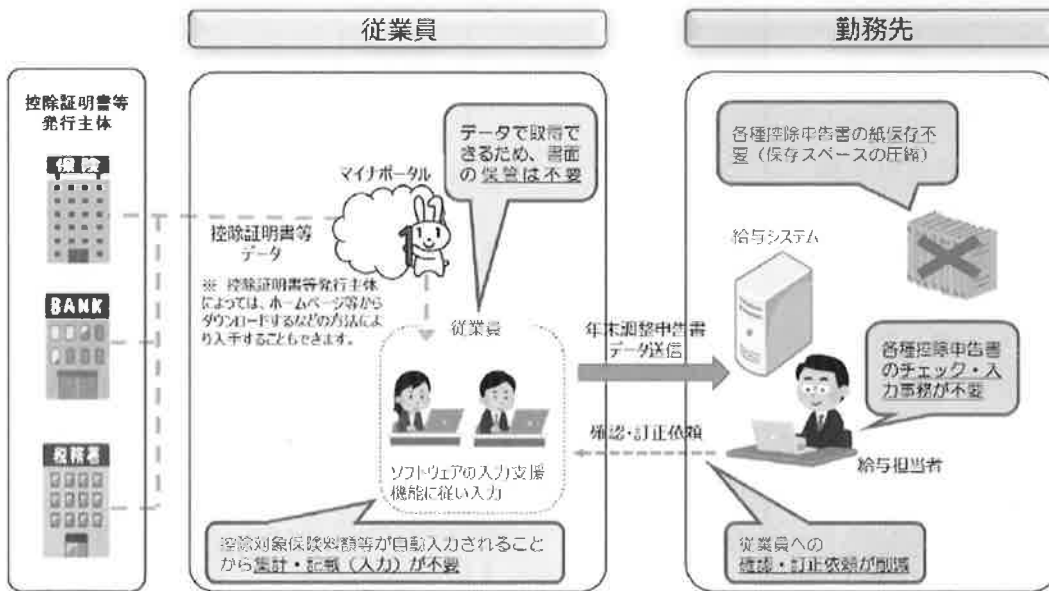
# 税務署からのお知らせ②

## 年末調整手続の電子化概要図

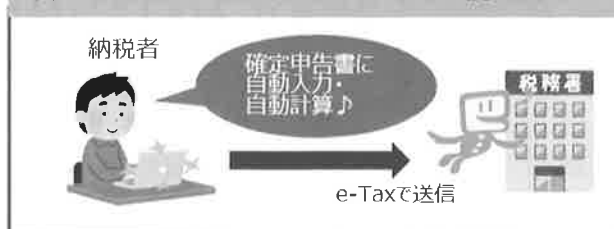
これまで（電子化前）



令和2年10月以降（電子化後）



### 確定申告も、令和3年1月から連携スタート



マイナポータルを活用した申告について、詳しくは国税庁ホームページへ！

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>



# 「税に関する絵はがきコンクール」

## 入選作品発表! PART2

女性部会では、租税教室を開催した小学6年生を対象に、税についての関心と正しい知識を持っていただくことを目的として「税に関する絵はがきコンクール」を実施しております。今回は松山市立椿小学校、松山市立久米小学校、松前町立岡田小学校の3校からご応募いただきました。

総数270点の応募作品の中から入選した作品を紹介します。



▲松前町立岡田小学校 藤田 萌愛さん



▲松山市立久米小学校 宮内 陽登さん



▲松山市立椿小学校 土井 初華さん

▶松前町立岡田小学校 山路 みづきさん



▶松山市立椿小学校 高市 もものさん



▶松前町立岡田小学校 山野 心さん



▶松山市立久米小学校 二宮 遼太郎さん



▶松山市立久米小学校 太田 結梨さん

